

# 遠別町過疎地域持続的発展市町村計画

令和3年度～令和7年度

北海道天塩郡遠別町

# 目 次

1	基本的な事項	
(1)	遠別町の概況	1
(2)	人口及び産業の推移と動向	3
(3)	行財政の状況	5
(4)	地域の持続的発展の基本方針	1 1
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	1 2
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	1 2
(7)	計画期間	1 2
(8)	公共施設等総合管理計画等との整合	1 2
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	
(1)	現況と問題点	1 3
(2)	その対策	1 4
(3)	計 画	1 5
3	産業の振興	
(1)	現況と問題点	1 6
(2)	その対策	2 0
(3)	計 画	2 3
(4)	産業振興促進事項	2 4
(5)	公共施設等総合管理計画等との整合	2 5

4	地域における情報化	
(1)	現況と問題点	2 6
(2)	その対策	2 6
(3)	計 画	2 7
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	2 7
5	交通施設の整備、交通手段の確保	
(1)	現況と問題点	2 8
(2)	その対策	2 8
(3)	計 画	2 9
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	2 9
6	生活環境の整備	
(1)	現況と問題点	3 0
(2)	その対策	3 2
(3)	計 画	3 3
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	3 4
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1)	現況と問題点	3 5
(2)	その対策	3 6
(3)	計 画	3 7
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	3 7
8	医療の確保	
(1)	現況と問題点	3 8
(2)	その対策	3 8
(3)	計 画	3 9
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	3 9

9 教育の振興	
(1) 現況と問題点	4 0
(2) その対策	4 1
(3) 計 画	4 2
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	4 2

10 集落の整備	
(1) 現況と問題点	4 3
(2) その対策	4 3
(3) 計 画	4 3

11 地域文化の振興等	
(1) 現況と問題点	4 4
(2) その対策	4 4
(3) 計 画	4 4
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	4 5

12 再生可能エネルギーの利用の推進	
(1) 現況と問題点	4 6
(2) その対策	4 6
(3) 計 画	4 6

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	
(1) 現況と問題点	4 7
(2) その対策	4 7
(3) 計 画	4 8

■事業計画（令和3年度～令和7年度）

過疎地域持続的発展特別事業分	4 9
----------------	-----

# 1 基本的な事項

## (1) 遠別町の概況

### ① 遠別町の自然的、歴史的、経済的諸条件の概要

遠別町は、北海道の北部に位置し、東にピッシリ岳（1,031m）を主峰とする天塩山地を境に、雨竜郡幌加内町、中川郡中川町に接し、南は苫前郡初山別村及び羽幌町、北は天塩郡天塩町に隣接しています。西は洋々たる日本海に面して、東西27.49km、南北51.05km、面積590.80km<sup>2</sup>の広さを有し、総面積の87%が山林で占められ、耕地は遠別川沿いの平坦地と日本海沿いの泥炭地に大別することができます。

地形的には、西に向かってゆるやかな傾斜をなし、その間を数流の河川が東西に流れ、日本海に注いでいます。特にピッシリ岳に源を発する遠別川は延長80kmにわたり、その流域は地味肥沃で農耕に適し、本町稲作の中核地帯であります。海岸沿いは、平坦で泥炭地帯であり、一部畑作を除き、大部分は酪農を営んでいます。南部、北部の小河川流域の平坦地では、酪農業、畑作に大別されるが、単一的作目経営から複合経営への転換が図られつつあります。

気候は、海洋性気候で対馬海流の影響により比較的温和で、特殊な気象年を除いては農作業に及ぼす影響は少なく、冬期間は、日本海から吹きつける季節風が、地吹雪による視界不良を巻き起こし、通行止めをもたらすことも少なくありません。

明治30年、開拓の鋤が入れられて以来、福井・愛知・千葉・熊本県等からの団体入植を始め、個人移住者も続々と入植し、日本における水稻北限の地として、農業を中心とする第1次産業によって発展してきました。

本町は、主要河川である遠別川水系と、南はオタコシベツ川水系、北はウツツ川水系に沿って開けた町であり、大小20に及ぶ集落が散在していますが、学校の統廃合、郵便局の廃止や離農等が相次ぎ、集落の形態を維持するのが困難な集落が生じてきています。

北海道留萌振興局の所在地である留萌市までは、国道232号と国鉄羽幌線によって結ばれていましたが、昭和62年3月に国鉄羽幌線が廃止となり、路線バスが唯一の公共交通機関となりました。

また、国道から分岐し内陸に通じる道道名寄遠別線は、名寄市や旭川市を結ぶ路線として、経済効果が期待できることはもとより、高次救急医療確保のため、センター病院への連絡道路として重要であり、日本海側とオホーツク海側を結ぶ横断道路としても早期完成が望まれています。

## ② 遠別町における過疎の状況

本町の人口の推移は、国勢調査によると昭和40年の8,652人を最高に、昭和50年5,739人、昭和60年4,900人、平成7年3,912人、平成22年3,084人、平成27年2,806人と年々減少しており、昭和40年と平成27年の45年間の対比では、5,846人減少し、減少率は67.6%となっています。

こうした人口減少の要因は、若年層の労働力の吸収・定着化をはかる就職先が少ないことや、官公庁や企業の出先機関の統廃合・縮小による転出のほか、生産世代の未婚化や晩婚化による出生率の低下に伴う少子高齢化等が挙げられます。

## ③ 遠別町の社会経済的発展の方向概要

人口の減少に伴い、地域力の維持・向上が困難になりつつある状況ですが、水稻・酪農の農業、ホタテ養殖を中心とした漁業、豊富な森林資源を背景とした林業等の第1次産業とともに、着実に前進しています。

進学や就職等による若年層の人口流出により高齢化率の上昇が加速し、人材の確保・育成が大きな課題のひとつでもあります。

地域経済の発展が地域力の向上に繋がることから、農水産物の生産性の向上、販路拡大や高付加価値化を図り、新たな雇用の受け皿を民間と行政が連携し、活力あるまちに向かって取組み、「ワーケーション」や「テレワーク」の推進を図り、「サテライトオフィス」の設置等による人流を確保し、地域とつながる笑顔あふれるまちに向かって取り組んでいきます。

## (2) 人口及び産業の推移と動向

本町の人口の推移は、昭和33年の8,944人を頂点として、昭和50年の国勢調査では、5,739人、平成27年に至っては2,806人と減少し、昭和50年と比べて約51%減少しており、昭和50年と平成17年の30年間を比較すると40.4%の減少、平成22年と平成27年を比較すると9.0%の減少となっています。

これは、戦後の開拓者の離農と昭和29年を境にした「にしん漁業」の衰退により他に収入源を求めたための人口流出、その他零細既存農家の離農と若年労働世代の都市部への流出、更に、昭和62年3月の国鉄羽幌線廃止による駅員や保線区職員の転出、平成10年3月の森林管理署（旧営林署）の改組による職員の減少、小中学校統廃合による教職員の減少、その他官公庁の規模縮小等により、急速に過疎が進行したものです。

表1-1(2)で示すように最近5ヶ年における人口の減少は依然として続いており、1ヶ年の減少は平均60人と以前に比べ増加傾向となっています。

最近5ヶ年の人口動態をみると、自然動態は死亡が出生を大きく上回っており、少子高齢化が進んでいる上、社会動態の減少も依然として続いており、人口の減少は本町の重要な課題であり、今後もこのような減少傾向が続くことが懸念されます。

人口の動向を的確に予測することは、産業構造、社会情勢の変化等により左右され、極めて困難ですが、令和7年には2,200人程度まで減少することと見られます。

表 1-1 (1) 人口等の推移 (国勢調査)

(単位：人、%)

区分	昭和 35 年	昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	8,551	5,739	△32.9	4,414	△23.1	3,421	△22.5	2,806	△18.0
0歳～14歳	3,238	1,531	△52.7	806	△47.4	426	△47.2	296	△30.5
15歳～65歳	4,920	3,708	△24.6	2,903	△21.7	1,943	△33.1	1,447	△25.5
うち 15歳～29歳 (a)	2,149	1,152	△46.3	660	△42.7	386	△41.5	270	△30.0
65歳以上 (b)	393	500	27.2	705	41.0	1,052	49.2	1,063	1.0
若年者比率 (a)/総数	25.1	20.1	—	15.0	—	11.3	—	9.6	—
高齢者比率 (b)/総数	4.6	8.7	—	16.0	—	30.8	—	37.9	—

表 1-1 (2) 人口の見通し (国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所の推計)

(単位：人、%)

区分	平成 27 年(2015年)	令和 2 年(2020年)		令和 7 年(2025年)		令和 12 年(2030年)	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	2,806	2,507	△10.7	2,234	△10.9	1,976	△11.5
0歳～14歳	296	262	△11.5	219	△16.4	182	△16.9
15歳～65歳	1,447	1,188	△17.9	1,017	△14.4	867	△14.7
65歳以上	1,063	1,057	△0.6	998	△5.6	927	△7.1

区分	令和 17 年(2035年)		令和 22 年(2040年)		令和 27 年(2045年)	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	1,741	△11.9	1,523	△12.5	1,316	△13.6
0歳～14歳	151	△17.0	128	△15.2	108	△15.6
15歳～65歳	747	△13.8	610	△18.3	504	△17.4
65歳以上	843	△9.1	785	△6.9	704	△10.3



### (3) 行財政の状況

#### ① 行政の状況

本町は、明治36年に戸長役場が置かれ、大正8年に2級村制を施行、昭和24年に町制を施行、平成29年には開基120年を迎え、現在に至っています。

町の行政機構は、町長部局5課1室、町立国保病院のほか教育委員会、農業委員会、議会事務局となっています。

行政の総合的・計画的な執行を図るため、「第6期遠別町総合計画」（平成28年度～令和7年度）、「第2期遠別町総合戦略」（令和2年度～令和6年度）、「遠別町強化計画」（令和2年度～令和6年度）に基づき施策を行っていきます。

令和2年4月1日現在の職員数は、一般会計68人、特別会計25人の総数93人です。

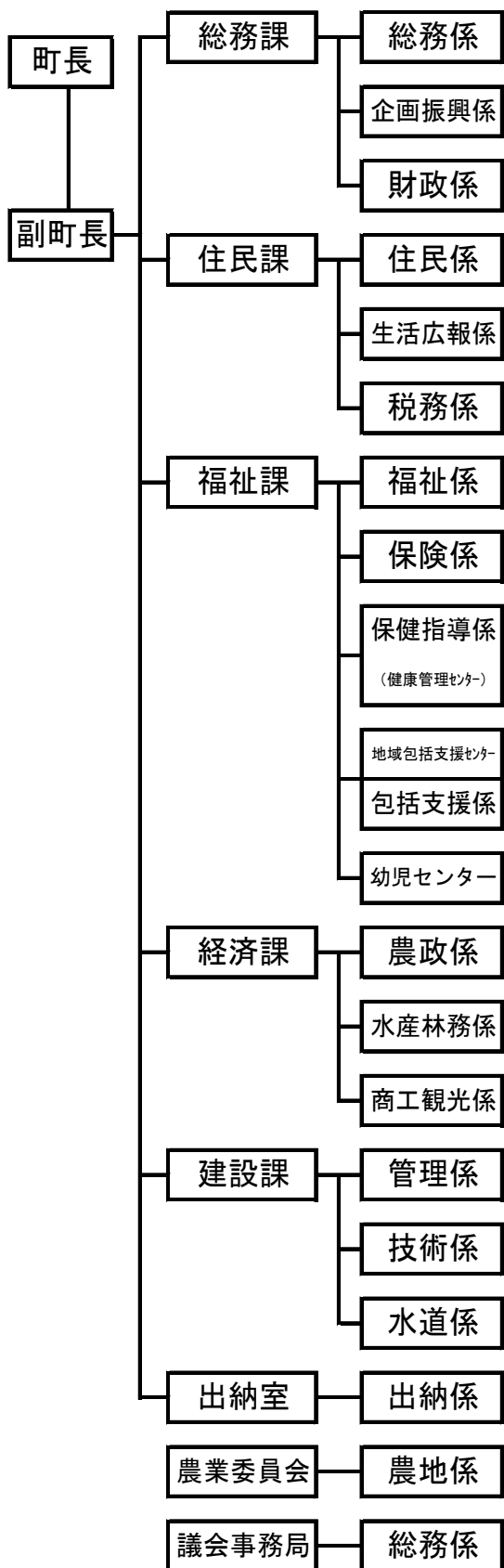
広域行政については、「西天北五町衛生施設組合」、「北留萌消防組合」、「留萌地域公平委員会」、「遠別町、天塩町、幌延町介護認定審査会」を構成しています。

各種法指定の状況は、次のとおりです。

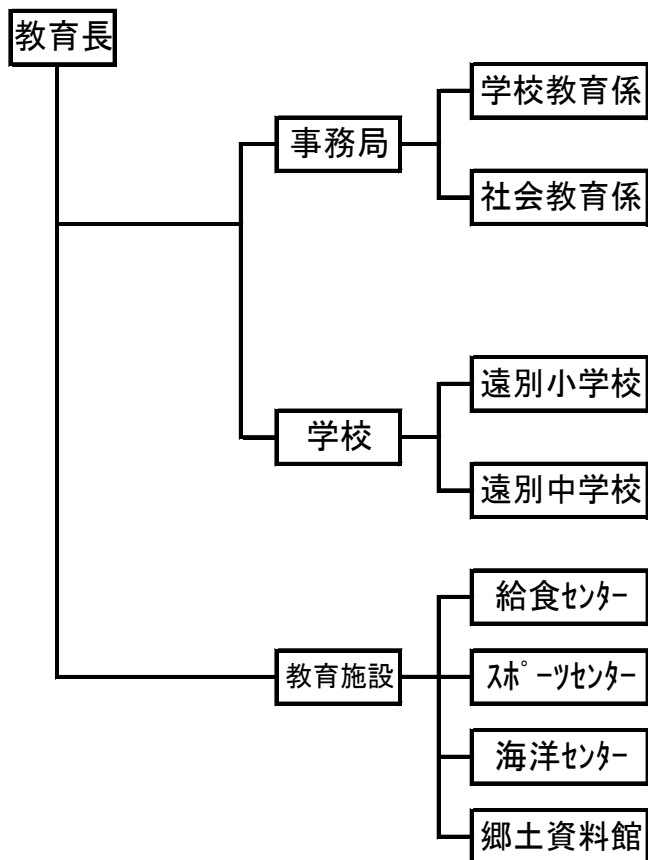
豪雪地帯対策特別措置法	昭和38年11月1日	指定
	昭和46年9月27日	指定（特豪）
山村振興法	昭和47年2月3日	指定
過疎地域自立促進特別措置法	平成12年4月1日	指定

■行政機構令和2年4月1日現在)

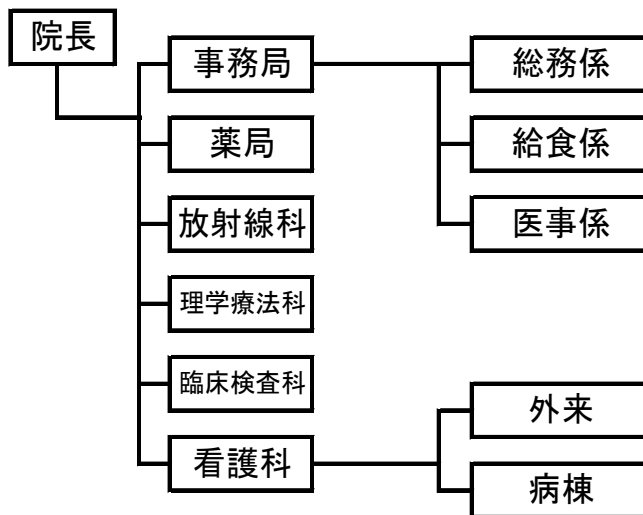
町長部局



教育委員会



町立病院



## ② 財政の状況

歳入総額は、平成17年度の34億円から、令和元年度には46億円となっており約33%増加し、自主財源にあたる町税の歳入総額に占める割合は、平成17年度8.2%、令和元年度5.4%であり、歳入の大半は、地方交付税（歳入総額に占める割合 平成17年度56.9%、令和元年度48.9%）と地方債（平成17年度10.7%、令和元年度18.6%）です。

歳出面においては、普通建設事業費の歳出総額に占める割合は、平成17年度の9.5%から令和元年度には4.7%となり、人件費・公債費等の義務的経費は、平成17年度40.6%から令和元年度29.7%と低くはなっているが財政運営上、地方交付税に依存している状況が大きな課題であります。

令和元年度末地方債現在高は、観光・漁業施設や共同斎場の建設により、53億円と増加しています。また、医療・教育施設の建替等が計画されており、依然として厳しい財政状況であることが予測されます。そのような状況下にあっても、農業生産基盤の整備、生活環境施設の整備や住民生活向上のための整備等は必要不可欠です。

今後も、限られた財源を有効かつ効果的に執行するため、引き続き行財政改革を進めてまいります。

表 1 - 2 (1) 市町村財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成 2 2 年度	平成 2 7 年度	令和元年度
歳入総額 A	4,906,103	4,127,026	4,640,574
一般財源	2,756,324	2,976,576	2,865,672
国庫支出金	1,381,229	278,373	211,646
道支出金	215,342	247,542	276,692
地方債	356,483	305,281	864,455
うち過疎対策事業債	99,800	126,800	744,800
その他	196,725	319,254	422,109
歳出総額 B	4,808,854	4,013,440	4,592,642
義務的経費	1,322,178	1,207,720	1,363,253
投資的経費	558,062	426,682	213,715
うち普通建設事業	366,832	389,363	213,710
その他	1,857,105	2,182,636	2,133,018
過疎対策事業費	1,071,509	196,402	882,656
歳入歳出差引額 C (A - B)	97,249	113,586	47,932
翌年度へ繰越すべき財源 D	45,612	9,125	20,575
実質収支 C - D	51,637	104,461	27,357
財政力指数	0.13	0.12	0.14
公債費負担比率	14.6	11.6	17.3
実質公債費比率	12.8	7.4	7.0
起債制限比率	5.7	1.4	2.9
経常収支比率	75.1	72.9	80.1
将来負担比率	62.8	-	7.4
地方債現在高	4,360,632	4,284,915	5,368,894

(地方財政状況調査)

### ③ 施設の整備水準等の現況と動向

表 1－2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分		昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末
市町村道	改良率 (%)	32.3	57.8	72.1	73.9	74.2
	舗装率 (%)	11.9	34.9	53.8	56.3	57.8
農道延長 (m)		5,921	2,017	8,616	9,432	8,960
耕地 1ha 当たり農道延長(m)		-	-	2.62	2.64	2.56
林道延長 (m)		22,133	21,808	27,146	27,146	27,146
林野 1ha 当たり林道延長(m)		-	-	0.55	0.55	0.55
水道普及率 (%)		89.9	89.0	99.5	99.8	99.9
水洗化率 (%)		-	-	3.0	76.9	86.9
人口千人当たり病院、診療所の 病床数 (床)		8.7	14.1	16.8	14.9	13.8

本町の主要公共施設の整備については、厳しい財政状況の下で、町民福祉の向上と地域住民が安心して暮らせるまちづくりを目指し、各種公共施設等の整備・充実に努めてきました。

生活道路である町道の改良率は74.2%、舗装率が57.8%と年々上昇していますが、今後も計画的な整備と維持管理が必要です。また、冬期間における快適な生活空間の確保と交通安全対策のため、除雪機械の整備・更新が必要とされています。

生活環境施設では、簡易水道、下水道、公営住宅等は計画的に整備を進め、地域住民の日常生活を支える交通手段を確保するためデマンドバスの運行を行い、一般廃棄物処理施設については、西天北五町衛生施設組合で管理運営し、令和元年度に天塩町と共同運営による斎場を建設しました。

また、農村地区における生活環境改善のため、個別排水処理施設整備事業を実施し、町民の生活環境は向上してきました。今後も、各種施設管理計画に基づき老朽化が進む施設等の更新や長寿命化が必要となってきます。

情報化施設の整備については、平成22年度に町全域に光ファイバーケーブル網が敷設され、地上デジタルテレビ放送の難視聴解消、双方向システムの整備（IP告知端末）、ブロードバンドサービスの環境整備により、地域間格差の是正を図って

ます。

保健医療・社会福祉施設では、幼児センター、多世代交流施設が整備され、多くの町民が多世代にわたり交流を深め、なかでも幼児センターは、幼保一元化施設として、子育て支援センター、学童保育施設機能も備えあわせた施設として、町の子育て支援の主要施設となっています。また、町立病院は逐次改修をしてきたものの、施設全体の老朽化により整備が急務となっており、町立診療所としての建替を行っていきます。

教育施設については、昭和46年度に建設された中学校の老朽化が進んでおり、校舎・屋体施設全般にわたる建替を行っていきます。小中学校ともに、教職員及び児童生徒用のパソコンを配置し、タブレット端末の導入、電子黒板の設置、デジタル教科書の活用等により、ICT教育の充実を図っています。

次に文化施設では、町民の文化芸術活動の拠点として生涯学習センターが整備されており、スポーツ施設では、スポーツセンター、スポーツ公園、B&G海洋センター、スキー場、屋内ゲートボール場を整備、今後は、老朽化による施設の維持及び計画的な設備更新が必要となります。

#### (4) 地域の持続的発展の基本方針

人口減少・超高齢化という国が直面する課題に対し、地方の創生と人口減少の克服に向け、国、地方が一体となって対策を講じることで、活力ある日本社会の維持を目指している状況です。

道内自治体をはじめ、本町においても、人口減少を緩やかにするため、まち・ひと・しごと創生法に基づく遠別町総合戦略及び遠別町総合計画の整合性を図り、移住定住や関係人口の創出、仕事の創出や人材の育成、地域産業を中心とした起業の支援、結婚・出産・育児支援等子育て環境の確立を図り、粘り強く着実に積み重ねる対策が必要とされており、地域資源を持続可能な形で活用しながら、事業を進めていくことが重要と考えています。

一方で、新型コロナウイルス感染症による影響の長期化と、それに伴う価値観等の変化により、「広域分散型の地域構造」や「疎」といった特性を強みに転換し、「北海道スタイル」の実践のもと、ワーケーションやテレワーク等の事業の取組みも推進していきます。

今後も、基幹産業である第1次産業を核とした地域経済の発展を基本とし、社会状況の変化により衰退する商業の維持継続を図り、毎日が安全安心で充実した生活が送れる「持続可能なまち」を目指し、取組みを進めます。

- 1) 社会情勢や価値観の変化により、広域分散型の地域構造が進み、移住やU・Iターンの受け皿となる雇用機会の確保が急務であることから、産業団体や地域おこし協力隊等による受入体制の強化、農業や商業等の担い手人材の確保・育成を図り、6次産業化への新たな展開を民間事業者と連携して取組み、地域の持続的発展を推進します。
- 2) 新型コロナウイルス感染症の発生により、人と人との接触による感染拡大防止の観点から、インターネットを活用した教育、防災・防犯、医療・介護等の行政分野において、情報通信技術を活かした取組みを進めるとともに、サテライトオフィス等の整備、テレワークやワーケーション等社会情勢の変化に対応した取組みを推進します。
- 3) 結婚・出産・育児支援等の子育て環境の確立や住環境の整備を図るとともに、小さな拠点づくりに資する取組みを推進します。
- 4) 本町の人口減少対策の大きな課題として、道立遠別農業高等学校の存続があげられます。高校の存続は地域経済に影響を及ぼすものであり、持続可能な活力あるまちづくりに寄与することから、ソフト面での事業展開が必要であります。
- 5) 既存の公共施設の有効活用や改修・更新が課題であり、公共施設等総合管理計画に基づいた取組みを推進します。

- 6) 地域再生計画等の活用を検討し、地域の持続的発展を促進します。
- 7) 本計画の策定及び施策の推進にあたっては、ホームページ等を通じ積極的な情報発信に努め、地域住民とともに各種事業の取組み、地域の持続的発展を推進します。

#### (5) 地域の持続的発展のための基本目標

基本方針に基づく事業の推進を図り、各種移住イベントへの参加やオンライン相談会、SNS等による情報発信を行うことで、産業の担い手となる人材の確保や地域おこし協力隊の受入による移住・定住者が増加し、起業や産業従事者が増加することにより、人口全体の社会減少を緩和するとともに、結婚・出産・子育てへの支援拡充等により、地域を維持するとともに持続的発展に繋げていきます。

##### ※人口の社会減少率（転出）

・令和2年4月1日から令和3年3月31日 前年比 4.1%減（103人減）

##### ※合計特殊出生率

・令和2年4月1日から令和3年3月31日 1.0%（出生 8人）

基本目標は、前年度の人口社会減少率を下回ること及び前年度の合計特殊出生率を上回ることを目標に計画を進め、地域の持続的発展に繋げ推進していきます。

#### (6) 計画達成状況の評価に関する事項

この計画に定める過疎地域の持続的発展に関する対策については、庁内横断的に組織する政策推進会議（仮）を中心に、過疎対策に関する協議や調整、別に定める遠別町過疎地域持続的発展計画に関する実績の把握等、適切な推進管理（PDCAサイクル）に努め、その結果を議会へ報告します。

#### (7) 計画期間

この計画は、令和3年4月1日～令和8年3月31日までの5年間とします。

#### (8) 公共施設等総合管理計画との整合

遠別町公共施設等総合管理計画に基づき各種個別施設計画とともに、公共施設（インフラ系含む）を適切に管理し、安全性と機能性を確保するため、改修・更新を行いながら施設の統廃合を検討し、老朽化した施設の建替・整備、新たな公共施設の建設を進めていきます。



## 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

### (1) 現況と問題点

#### ①移住・定住の促進及び関係人口の創出

少子高齢化による人口の自然減や受け皿となる産業の低迷等による人口の社会減により人口の流出が急速に進んでいます。

U・Iターン等の移住・定住促進はもとより、人とのつながりから生まれる関係人口の創出・拡大を図るとともに、新型コロナウイルス感染症拡大の長期化に伴う首都圏の人々の意識や行動の変容による地方移住への関心の高まりを好機と捉え、本町の持つ魅力や優位性を積極的に発信していく必要があります。

また、移住交流支援センターの活用やサテライトオフィスの整備等によるテレワーク、ワーケーションへの取組みを検討し、多くの地域や人・事業者との関わり・つながりを図り、「遠別ファン」を創出し、継続的な関わりの構築に努めていく必要があります。

#### ②地域間交流の促進

国内では、福井県越前市と民間団体により小学生の交流を中心とした親善事業が行われ、国外では、カナダ・キャッスルガー市と姉妹都市提携を結び、民間団体による青少年相互交流が進められています。今後も、生活習慣や文化・風土の異なる地域との交流を続け、人・物・情報等で相互に交流し、活力ある地域づくりを進めていく必要があります。

また、農山漁村交流プロジェクト等を活用した首都圏と農山漁村との交流を進めていく必要があります。

#### ③人材の育成・確保

地域産業の担い手や多様な人材が定着して活躍できるよう住民と行政が連携し、誰もが働きやすい環境づくりに取り組んでいく必要があります。

また、将来の地域社会を担う子どもたちが、地理的な特性や学習環境を越え、平等な教育を受ける機会を確保できるよう、ICTを活用した遠隔授業や遠隔交流を推進し、地域・家庭・学校が連携・協力しながら、ふるさとに根付く子どもたちを育成する取組みを推進する必要があります。

## (2) その対策

### ①移住・定住の促進と関係人口の創出

- ア 交流イベントやオンラインによる移住相談や地域情報の発信を推進します。
- イ 地域の特性を活かした地域おこし協力隊等の活用を推進します。
- ウ 移住交流支援センターを活用した「ちょっと暮らし」の継続、ワーケーションへの取組みを検討し受入強化を図ります。
- エ テレワークを推進するため、サテライトオフィスの整備を検討します。

### ②地域間交流の促進

- ア 地域間・姉妹都市交流の促進を図り、文化・風土の異なる地域との交流を進めます。
- イ 農山漁村交流プロジェクト等を活用した首都圏と農山漁村との交流を検討します。
- ウ 町外団体の合宿等を受け入れることで、スポーツを通じて、住民との交流や公共施設の活用、住民の文化・スポーツ活動への自発的な参加を促します。
- エ アウトドア活動による参加・体験型や滞在・拠点型観光を通じた交流を推進します。

### ③人材の育成・確保

- ア 地域産業である農業・漁業の担い手確保及び人材の育成に努めます。
- イ ICTを活用した遠隔授業や遠隔交流を推進します。
- ウ 地域への定着促進に向けた取組みの推進に努めます。

(3) 計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1) 移住・定住	移住体験事業 ・移住交流施設を活用したワーケーションの実施	町	
		地域おこし協力隊事業 ・地域おこし協力隊等の配置	町	
	(2) 地域間交流	ゆかりの地との交流事業 ・福井県越前市との小学生相互交流  国際交流促進事業 ・姉妹都市カナダ・キャッスルガー市との青少年相互訪問  合宿のふるさと事業 ・文化、スポーツ合宿への助成  ふるさと会派遣交流事業 ・東京遠別会等への派遣交流	民間団体  民間団体  町  町	
(3) 人材育成	公共住宅リノベーション事業 ・大学生や専門学校生を活用した住宅リノベーションを図り、人材育成・移住を推進	町		

### 3 産業の振興

#### (1) 現況と問題点

##### ① 農業

本町の農業は、恵まれた土地資源を背景に、その冷涼な気候風土から米作りの北限地であり、北部は大酪農地帯であることから、稲作・畑作・畜産と多様な経営形態が混在しているのが大きな特徴であり、町の基幹産業となっています。しかし、農業従事者の高齢化、後継者や労働力の不足といった問題を抱え、農業を取り巻く環境は厳しさを増しています。

このため、生産体制の確立や優良農地の保全、生産基盤の整備推進及び農地の集約化を促進し、生産性の高い産地づくりの推進と収益性の高い農業経営の確立に努めていく必要があります。

稲作は、昭和57年に「うるち米」から「もち米」へと生産の統一化を図り、ライスセンター、籾殻堆肥センターを整備する等、農業生産の向上と経営の安定化に取り組んでいます。

畑作については、転作作物としてメロン、アスパラ、ほうれん草、ミニトマト等が導入され高収益作物野菜の産地形成を図ってきましたが、販売価格の低迷、高齢化等により作付面積は減少し、小麦、大豆、てん菜等の土地利用型作物への転換が進んでおり、有機栽培による生産や農業生産法人を中心に経営が展開され、今後は、地場農産物による加工品の製造等、付加価値を高めた販売や販路の開拓・拡大することで、「遠別ブランド」を形成し、安定した農業経営を目指す必要があります。

次に、畜産においては、酪農、肉牛経営が行われており、粗生産額は上昇傾向にあり、引き続き、家畜ふん尿処理による有機堆肥づくりを行い、耕畜が連携し、環境にやさしい農業を継続していく必要があります。

また、高齢化等による離農により農地の売買等が行われ、離れ地を持つ通い農家が増え、時間と経費の負担が増加しており、健全経営を図る観点からも農地の集約化が必要であります。

農業者及び後継者の状況は、近年新たな担い手はいるものの、農業経営者の高齢化や農業を継承すべき担い手の不足により農業者は減少し、法人を中心とした大規模経営化が進み、今後もお、農業者の減少が予想されることから、地域の中核的担い手農家となる農業士や指導農業士を確保し、家族経営から法人化による農地所有適格法人の設立等農業従事者の地位確立、ICT技術を活用した農業経営・管理の近代化が求められています。

## ② 林 業

本町の森林は、林業生産活動が積極的に実施されている人工林、また大径木の広葉樹が広がる天然生の樹林帯等、多様性に富んだ林分構成になっています。

また、トドマツ人工林資源を活用するため、作業路網を整備・維持するとともに、間伐を中心に計画的かつ効率的な伐採を行っており、遠別川流域の森林は、長伐期施業や複層林施業を積極的に促進しています。

近年、木材の需要は増加しているものの、大きな価格の上昇が無い中で森林を所有する林家個人が伐採、造林、保育及び間伐等を計画的に実施し、良質材の生産を目指すことは困難であり、施業の集約化を助長し、合理的な林業経営を促進する必要があります。

また、森林施業を計画的に行うため、推進体制を強化し、森林施業プランナー等の協力のもと、森林経営計画単位で集約した森林の施業委託を進めているが、不在村森林の適期伐採が進まず、周辺山林への影響が課題となっています。

特に、本町の林業労働力の担い手である森林組合への施業委託の推進により、資本の整備、事業実施体制の強化及び若年労働者の確保による作業班の強化が重要となっています。

## ③ 漁 業

遠別漁港は、直轄事業による屋根付岸壁の整備やクレーン式上架施設の新設が完了しましたが、岸壁矢板の腐食による突堤等危険な場所もあり、また、防波堤等の外郭施設の老朽化が進んでおり、安全で効率的な漁業が出来るよう早期に整備が必要であります。

漁船の安全な航行のため狭隘な航路、泊地の確保が必要であり、引き続き漂砂状況を継続的に調査し対応していく必要があります。また、危険な既存防波堤の撤去等が必要であります。

本町の漁業は、ホタテの稚貝と半成貝の養殖が、販売総額の9割と重要な位置を占めており、稚貝はオホーツクのホタテ生産地に供給され、半成貝は本州への出荷、更に成貝は近年韓国・中国等に活貝として輸出されています。

しかし、直轄事業により屋根付岸壁、滅菌海水施設は整備されたものの養殖資材の洗浄は漁港外へ運搬して行われており、多大な時間とコストを要しています。それらの作業を一括して漁港区域で行うことで、作業時間や経費削減が図られるため、洗浄用地の整備が求められています。

消費低迷の状況から、消費者に目を向けた新鮮で安全な生産体制を確保し、蓄養施

設及び水産加工施設の有効的な利活用を進める必要があります。

また、鮮魚をはじめとした活魚等前浜海産物の直売の充実を図るとともに特産品の開発に取り組む必要があります。

漁業の担い手対策については、これまでの取組みにより、着実な成果を上げてきていますが、経営移譲や漁業活動に必要な技術習得に対しても支援していく必要があります、今後も自立し安定した経営体の育成を図る必要があります。

#### ④ 地場産業の振興と起業の促進（雇用）

近年の公共事業や民間住宅の建設減少等により、町内雇用の14%を占める建設業の受注が減少しており、町の基幹産業である一次産業との連携を検討していく必要があります。

基幹産業である農業・漁業ともに加工分野が極めて少ないため、付加価値の向上、残余農水産物や未利用食材を利活用した地域特産品の取組みを図り、活気ある地場産業の育成と合わせ、起業への支援体制の強化が必要であります。

雇用は、建設業に依存する割合が高く、産業間のバランスを図り新たな労働者を受け入れる雇用の場を検討するため、農業、漁業や林業との連携を模索する等の対策が求められます。

町内産業は、少子高齢化や人材不足により衰退する傾向にありますが、新たに起業する団体や個人を支援するとともに、オロロン留萌中部・北部通年雇用促進協議会による季節労働者向け技能講習会等への参加を推進し、技能士会への新規加入者の促進を図る必要があります。

#### ⑤ 商工業

本町の商工業は、零細商店が多く一店舗当たりの販売額は全道平均の約15%程度と少なく、インターネット通販や大型商業施設の参入による他市町村等への購買力の流出が進んでいます。

地元消費者のニーズの的確な把握や高齢者世帯へのサービス向上を図り、商工会系統組織を活用した商工業者の活性化が喫緊の課題となっています。

近年、経営者の高齢化や後継者不足による経営規模の縮小や廃業等で商店が減少しており、後継者対策や起業化支援による取組み等、地域商業を守る強い対策が必要となっています。

また、商工会への北海道補助金が減少していることから、活動財源の確保と自立した商工業者の育成が必要となります。

商業地域は国道232号と町道3丁目通り線を中心に形成されていますが、空き地や空き店舗が増えており、商工会が作成する「中小小売商業活性化基本構想」を基に、商工会全体における再編の可能性を検討して魅力ある商店街づくりが必要となっています。

## ⑥ 観 光

本町の観光振興は、道の駅「えんべつ富士見」や旭温泉等を中心に取り組んでいますが、観光客の減少や特産品の開発の遅れ等が喫緊の課題となっています。

観光協会は主にイベント運営のための組織となっており、組織の強化と独立した運営を図り、地域資源を活用した観光業を地域産業に位置づける展開も必要と考えます。

観光の拠点である道の駅「えんべつ富士見」は、令和2年度にリニューアルし、観光客の増加が期待され、周辺にある富士見ヶ丘公園、キャンプ場や海水浴場とともに、全体的な再生が必要であり、富士見ヶ丘公園では、パークゴルフ場及びキャンプ場の利用が大半を占めており、新型コロナウイルス感染症の長期化によるキャンプブームの到来を好機に、日本海に沈む夕日を一望できるキャンプ場のリニューアルを検討するとともに、道の駅周辺整備として、旧とんがりかん施設の改修を行い、サテライトオフィスでの活用や子育て世代が楽しめる屋内遊戯施設としての活用を検討し、関係人口・交流人口の創出に繋げる必要があります。

海水浴場付近では、モーターパラグライダーを楽しむ人や河川公園に野鳥の写真撮影に訪れる愛好家も多く、管理の手法を検討し自然公園を維持していく必要があります。海水浴場である「みなくるビ〜チ」は、漂砂等の課題を抱えています。

また、札幌圏等の人口密集地からの滞在型観光客を呼び込むためには移動時間が障害となります。最北観光地の稚内市と交通の拠点である札幌市を結ぶ通過ポイントとして、本町での滞在時間は1時間未満という状況から、自然体験型観光等を取り入れ、滞在ポイントとして山間の秘湯感を感じられる温泉施設「旭温泉」を核とした集客の向上を図る必要があります。

本町には、観光資源として豊かな自然環境が存在していますが、ガイドする人材が不足しているため、人材を育成し、情報を発信していく必要があるとともに、自然体験型観光に取り組み、オロロンライン関係市町村が連携してPR活動を展開する必要があります。

## (2) その対策

### ① 農 業

- ア 良質米の安定した生産及び高収益作物の作付拡大を進めるとともに、優良農地の集約化と保全管理を促進し、生産基盤の整備を図ります。
- イ 安定した乳量を確保するための後継牛対策、乳牛の乳質向上対策の推進や草地の整備改良を促進し生産基盤の整備を進めます。
- ウ 経営者や従事者の省力化を図るため、ICT・ロボット技術やローカル5Gの活用によるスマート農業化を進めます。
- エ 地場農産物による加工品の開発及びPRを支援し、高付加価値化を図り、販売と流通ルートの確立を進めます。
- オ 後継者及び女性部の活動を支援し、経営や技術等の向上を図るとともに、活気が溢れ魅力ある農業が推進できるよう継承者及び新規就農者の受入れ体制の確立と環境の整備を推進します。
- カ 地域資源循環型の土づくりによる環境にやさしいクリーン農業を推進するとともに、農業系廃棄物の適正処理と耕畜連携による有効利用を促進し、景観を損なわない環境づくりを進めます。
- キ 新たな農業政策推進のため、関係機関や近隣市町村との連携・情報共有を図り、広域的な取組みを検討します。

### ② 林 業

- ア トドマツ人工資源を活用するため、作業路網を整備・維持するとともに、間伐を中心に、計画的かつ効率的に伐採し、長伐期施業や複層林施業を促進します。
- イ 森林施業を計画的に行うため、町、森林組合、森林所有者等での事業推進体制の整備を進めます。
- ウ 労働力の担い手である森林組合への施業委託を推進し、若年労働者を確保することにより、作業班の体制強化と事業実施体制を促進します。
- エ 木材の有効利用や付加価値向上を図るため、森林認証の取得に向けた取組みを関係機関や近隣市町村と連携し、広域的な事業の展開を推進します。
- オ 様々な体験活動を通じての森林利用への期待が高まっていることから、開かれた森林を確保し整備を進め、教育等の分野とも連携した、森林環境教育等の森林づくりを推進します。



### ③ 漁業

- ア 遠別地区特定漁港漁場整備事業により、航路や泊地の漂砂の堆積状況を継続して調査し、航路の確保・維持に努め、安全性の向上を図るとともに第四種漁港の機能を十分に発揮できるよう計画的な整備を要請します。
- イ 漁業生産基盤強化対策事業による漁業の担い手確保及び経営移譲への支援、漁業振興のための支援等を行い、自立可能な経営体の育成、支援体制の強化に努めます。
- ウ 鮮魚をはじめ活魚等前浜海産物の直売の充実を図るとともに、近隣市町村と連携を図り、地域特産品の開発を検討します。

### ④ 地場産業の振興と起業の推進（雇用）

- ア 中小企業特別融資保証料や商工貯蓄共済融資を活用し、経営体質の強化を図ります。
- イ 地場産品の付加価値を高める製造加工業及び商品開発・研究への支援と育成を行い、地域内での消費拡大と異業種間の交流を促進するとともに起業化支援補助金等により、新規起業家に対して支援します。
- ウ ハローワーク等と連携し、雇用機会の周知を推進します。
- エ 技能士会及びオロロン留萌中部・北部通年雇用促進協議会等に対する支援を行い、労働者組織への強化を促進します。

### ⑤ 商工業

- ア 消費者ニーズを的確に把握し、それに対応したサービスの向上を推進し、経営の近代化及び経営体質の強化を図ります。
- イ 商工会機能の充実を促進するため、商工会活動補助金による支援を継続するとともに、自主的運営の強化を図ります。
- ウ インターネットによる特産品等の販売や販路開拓を促進します。
- エ 後継者等の確保・育成や事業継承を検討し、魅力ある商店街づくりを推進します。

### ⑥ 観光

- ア 本町の観光振興を充実させるため、自立した観光協会の組織づくりを推進し、各産業と連携した観光PR事業の促進を図ります。
- イ 既存イベントの活性化及び町外イベント・物産展への参加による特産品等P

Rや産業団体が直接販売できるような体制づくりを図るとともに、住民を含めた観光振興体制づくりを促進します。

ウ 自然や産業とふれあう特色ある体験型観光を促進し、都市部との交流の促進による滞在型観光を推進するため、町民総観光ガイドの取組みにより、地域資源の発掘を図ります。

エ 道の駅「えんべつ富士見」を中心とした周辺施設の地域特性を活かした観光施設の充実を図ります。

オ 地場製品の活用や異業種との連携による特産品の研究・開発を推進するとともに販路の拡大と消費者ニーズに対応できる生産体制の確立を目指します。

カ 新たな観光資源の発掘と創出、オロロンラインの各市町村と連携した広域観光ルートづくりを促進します。

(3) 計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	地域ステップアップ事業 ・補助対象外事業の農業生産基盤整備ほか	農協	
		堆肥製造施設運営事業 ・堆肥製造施設の管理運営	町	
		草地畜産基盤整備事業 ・草地整備改良、暗渠排水	民間	
		畜産振興対策事業 ・自衛防疫対策等	農協	
		農業振興センター運営事業 ・振興センター管理運営	町・農協	
		経営所得安定対策直接支払推進事業 ・米、畑作物の経営所得安定対策の推進ほか	国	
		農業次世代人材投資事業 ・新規就農者の確保、支援等	国	
		多面的機能支払交付金事業 ・地域資源の基礎的保全活動への支援ほか	民間	
		中山間地域等直接支払交付金交付事業 ・耕作放棄地の発生防止等	民間	
		土づくり対策事業 ・堆肥による土づくり支援	町	
		就農者経営発展支援事業 ・新規に就農者への経営発展支援	町	
		水利施設整備事業 ・既存用水施設の整備への支援	土地改良区	
		農地整備事業 ・区画整理 整地 58ha 暗渠 75ha ・用水路 1,956m	道	
	林業	町有林造林事業 ・植栽 A=55ha	町	
	分収林及び町有林地保育事業 ・下刈 A=682ha ・除間伐 A=273ha	町		
	森林環境譲与税利活用事業 ・森林整備及び人材育成・担い手確保	町		

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	林業	豊かな森づくり推進事業 ・無立木地造林 A=309ha	森林組合	
	水産業	漁業生産基盤強化対策事業 ・新規就業者及び漁業後継者の漁業 経営、技術取得支援  上架施設周辺整備事業 ・漁船漁具保全施設及び周辺整備事 業	漁協  町	
	(6) 起業の促進	起業化支援事業 ・新規起業家への補助金	町	
	(7) 商業 その他	商工会活動事業 ・商工会活動への補助金	商工会	
	(9) 観光又はレク リエーション	道の駅「えんべつ富士見」運営指定管 理事業 ・道の駅の運営指定管理  観光協会活動促進事業 ・観光協会の活動促進  イベント助成事業 ・各イベントへの助成金  旭温泉施設運営指定管理事業 ・旭温泉施設の運営指定管理  道の駅周辺整備事業 ・周辺施設の整備  富士見ヶ丘公園等整備事業 ・バンガロー整備及び周辺施設整備  旧とんがりかん施設改修事業 ・サテライトオフィス及び屋内遊戯 施設等への改修	町  民間  民間  町  町  町  町	
	(10) 過疎地域持続 的発展特別事業 その他	プレミアム商品券発行事業 ・プレミアム商品券発行補助金	商工会	
	(11) その他	青年部連携地域活性化事業 ・農林漁商業等の青年交流	町	

#### (4) 産業振興促進事項

##### (i) 産業振興促進区域及び振興すべき事項

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
遠別町全域	製造業、情報サービス業等、旅館業、農林水 産物等販売業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容  
上記(2)、(3)のとおり。

#### (5) 公共施設等総合管理計画等との整合

遠別町公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設を適切に管理し、改修・更新を行いながら老朽化した施設の建替、新たな公共施設の建設を進めていきます。

## 4 地域における情報化

### (1) 現況と問題点

新型コロナウイルス感染症のまん延により、人と人との接触による感染拡大防止の観点からも、遠隔オンライン教育、テレワークやオンライン診療等各分野でのICT活用の機運が高まり、「Society5.0構想」がより一層重要性を増し、デジタル化の波に取り残されないよう取り組む必要があります。

本町においても、情報通信技術（ICT）の飛躍的発展によって、インターネットによるホームページ等を通じた行政情報の入手やオンラインでの電子申請等が可能になり、町民と行政との関係も変化し、福祉、教育、文化、安全な地域づくりを推進するため、防災・防犯活動、介護、医療等あらゆる行政分野において、情報通信技術を活かした高度な行政サービスの提供が課題となっています。

また、地域情報通信基盤整備事業により町全域に光ファイバーケーブルが敷設され、地上デジタルテレビ放送の難視聴解消や双方向システム（IP告知）端末が各家庭等へ設置されており、より身近で有益な情報発信が求められているとともに、様々な情報伝達手段の確立が求められています。

なお、経年による施設の劣化も見られ、今後は設備や装置等の計画的な更新・改修や運営体制の見直し等の検討が必要であります。

### (2) その対策

ア 双方向システム（IP告知）を活用した情報発信を推進します。

イ 教育環境や医療・福祉サービスの充実やテレワーク等、多様なライフスタイルを支援する環境づくりを推進します。

ウ 防災行政無線のアナログ廃止に伴い、新たな防災システムの仕組みを整備し、住民が安全安心に暮らせるまちづくりを推進します。

エ 住民への確実な情報伝達を継続するため、経年劣化による地域情報通信基盤施設・設備の計画的な更新・改修を推進します。

### (3) 計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における 情報化	(1) 電気通信施設 等情報化のための 施設 告知放送施設	I P告知端末維持管理事業 ・ I P告知クラウド化による維持管 理経費 ・ センター設備等の更新	町	
	テレビジョン放 送等難視聴解消 のための施設	地域情報通信基盤施設管理事業 ・ 地域情報通信基盤施設管理・運用経 費	町	
	ブロードバンド 施設	高度無線環境整備事業 ・ 公設設備の譲渡に向けた 5 G 対応 高度化の推進	町	
	その他の情報化 のための施設	防災行政システム構築事業 ・ 災害時における防災行政システム 設備の整備	町	
	(2) 過疎地域持続 的発展特別事業 情報化	民放ラジオ中継局管理事業 ・ 民放ラジオ中継局管理経費及び設 備更新	町	

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

遠別町公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設を適切に管理し、改修・更新を行いながら老朽化した施設の建替、新たな公共施設の建設を進めていきます。

## 5 交通施設の整備、交通手段の確保

### (1) 現況と問題点

#### ① 道路

本町には、国道は232号の1路線、道道8路線、町道145路線があり生活関連道路として重要な役割を担っています。

町道の舗装率は57.8%ですが幹線道路はほぼ舗装済です。しかし、経年劣化により道路の路面補修が必要となっています。

また、道道名寄遠別線は、高次救急医療や新たな物流ルート確保のため、未開通区間の早期完成が求められています。

冬期間は堆雪量が多く町道の歩道幅員が狭いため、歩行者の安全確保が求められています。このため、老朽化した除雪機械の計画的な更新のほか、必要な区間への防雪柵設置が必要となっています。

国道40号と並行して縦断する稚内一名寄間を結ぶ高規格道路との接続ポイントの検討が進められています。

#### ② 交通

旧国鉄羽幌線が廃止されて以降、町内の公共交通機関は路線バス、デマンドバス及びタクシーとなっています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大によるテレワークやWEB会議の定着から、ライフスタイルやビジネススタイルが変化し、公共交通需要が減少しており、今後の公共交通の確保が課題となっています。

デマンドバスは、予約制による住民へのきめ細かな運行に努め、交通弱者・集落対策として、高齢者等が日常生活において不便さを感じることはない取組みが必要とされています。

### (2) その対策

#### ① 道路

ア 高齢化社会の進行している中で、住民が安心して歩くことができるように交通安全施設の整備を重点とした、歩道や道路の改良を計画するとともに道路周辺の景観の保持、美化を図ったやさしい道づくりに努めます。

イ 災害等緊急対策として国道232号の迂回路の確保が必要であり、道道名寄遠別線の早期完成の要望活動を推進します。



ウ 災害等緊急対策のもう一つとして、国道40号と並行して縦断する稚内一名寄間を結ぶ高規格道路ルートの再検討を含む早期開通の活動要望を推進します。

## ② 交通

ア 路線バス及びデマンドバスの運行体制を維持します。

イ 交通弱者への支援と合わせ必要な対策を講じていきます。

### (3) 計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道路	町道維持事業 ・舗装、歩道、横断管改修	町	
	橋梁	道路台帳電子化整備事業 ・道路管理台帳の電子化 L=190.0km	町	
	その他	橋梁長寿命化事業 ・橋梁補修及び橋梁点検 補修 16橋 点検 76橋	町	
		防雪柵設置事業 ・防雪柵新設工 L=130m	町	
	(8) 道路整備機械等	除雪機械整備事業 ・除雪トラック ・除雪ドーザ ・除雪グレーダ ・除雪ロータリー	町	
	(9) 過疎地域持続的発展事業 公共交通	地方路線バス維持対策事業 ・地方路線バス維持対策補助金	民間	
		デマンドバス運行事業 ・デマンドバスの運営及び運行	町	

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

遠別町橋梁長寿命化計画と整合性を図り、公共施設を適切に管理し、改修・更新を行いつつながら老朽化した施設の建替、新たな公共施設の建設を進めていきます。

## 6 生活環境の整備

### (1) 現況と問題点

#### ① 水道

本町の水道は、簡易水道統合整備事業により本町地区簡易水道1ヶ所に統合し、管理運営しています。

年々、水道施設の設備や配水管の老朽化が進み、修繕や布設替工事を実施していますが、特に、富士見地区から旭地区までの国道沿いで漏水事故が発生していることから、早急な対策が必要であります。

近年は、過疎化による人口減少が進んでおり、有収水量の減少による料金収入の減少が問題となっています。

#### ② 下水道

下水道施設は、平成8年度より事業に着手し、平成12年10月に供用を開始しています。

区域内の汚水管の整備はほぼ完了し、現在は、浸水対策として雨水管渠の整備を進めています。また、下水道長寿命化計画に基づき、処理能力向上とコスト削減を図るため、浄化センターの建築、電気、機械設備等の改修を進めています。

下水道の効率的な管理運営のため、水洗化の普及促進や維持管理経費の削減等が課題となっています。

#### ③ 環境衛生及び火葬場

本町の自然を生かした再生エネルギーの活用が民間事業者により検討が進められています。様々な角度からのエネルギー活用への期待があり、地域活性化対策として検討が求められています。

住民参加によるクリーン作戦を実施し、まちの美化活動に努めていますが、ゴミや空き缶のポイ捨てもあり、取組みの強化が必要であります。

街中に公園整備の要望がある一方、既存公園施設の充実も求められており、日常生活に身近な市街地での公園整備を図る必要があります。

ごみ処理は、西天北五町衛生施設組合で処理が行われ、資源利活用のためゴミの分別化が進んでいますが、計画的な施設の拡幅等が必要であります。

また、火葬場の老朽化に伴い、天塩町と共同で斎場を整備し運営が行われていますが、冬期間の吹雪等による交通障害時の対応に課題を抱えています。

#### ④ 消防・防災

台風、津波、地震等自然災害の発生を想定して、非常事態に備えた地域防災体制を継続して確立していく必要があります。

また、武力攻撃事態等に備えて国民保護法に基づいた迅速かつ的確な対応が必要です。

消防団は、「自分たちのまちは自分たちが守る」という精神に基づき、住民の先頭に立って、住民の安全と安心を守る消防機関の一つとして、消火活動はもちろん、多種多様化する災害における救助救出活動、避難誘導等の危険極まりない活動に重要な任務を果たしており、今後も継続して体力の増幅、技術の練磨を図る必要があります。また、人口減少及び高齢化により、団員の確保に影響を及ぼしています。

さらに、町内会等で構成する自主防災組織活動の促進や、防災備蓄品等の充実を図り、地域全体の防災対策を推進します。

多種多様化する災害へ対応し、住民の生命と財産を守るため、最新の消防車両、資機材を導入する必要があります。

#### ⑤ 公営住宅

人口は年々減少を続けていますが、世帯数は核家族化の影響により人口の減少度に比べると減少の勢いは弱い傾向にあります。

住宅事情は、全道的に比べると持ち家と公営住宅等の占める割合がやや高く、民間借家の比率が低いのが特徴的です。高齢化の進行に伴い住宅維持困窮世帯が増加し、バリアフリー化等居住水準向上への対応が課題であります。

公営住宅は、全て市街地に建設されており、集約的な市街地形成がなされ、まちづくりの上でも重要な役割を担っています。

住宅整備については、住生活基本計画及び公営住宅等長寿命化計画に基づいて、建設・改善・除却が進められています。

## (2) その対策

### ① 水道

ア 配水管の計画的な布設替を実施するとともに、機械設備の更新を計画し、有収水率の向上と安全な飲料水が供給できるよう水道経営基盤の安定に努めます。

### ② 下水道

ア 使用開始以来、区域内の水洗化は概ね完了していますが、浸水地域の解消を図るため、雨水対策事業の推進とさらに下水道経営の安定化に努めます。

### ③ 環境衛生及び火葬場

ア 民間事業者と連携し、再生エネルギーの活用を検討します。

イ 心潤う生活環境への志向を高めていくため、町内会や教育機関等と連携を強め、美化活動等による景観整備を図り、ゴミの不法投棄や空き缶ポイ捨て等の啓発活動を推進します。

ウ 市街地等に多世代が安心して利用できる公園整備を進めます。

エ 天塩町と共同で建設した斎場の適正な運営及び除雪体制の強化を進めます。

オ ゴミの減量化やリサイクル等適正処理を推進し、ごみ処理施設の適切な管理及び更新に取り組んでいきます。

### ④ 消防施設

ア 多種多様化する災害に迅速、的確、安全に対応できるよう消防車両の強化、消防職・団員の資質の向上に努めます。

イ 消防団員の確保と消防装備の充実を図り、各種訓練による高度な技術の習得や地域に密着した防災活動と防災知識の普及啓発に努めます。

ウ 町内会を中心とした自主防災組織の活動の促進を図ります。

エ 多種多様化する災害に備え、防災用品等の充実や町全体での防災訓練を実施します。

### ⑤ 公営住宅

ア 定住対策として持ち家、民間住宅、空き家等の対策を促進します。

イ 人口減少及び町の財政状況に見合った効率的な公営住宅の建替、維持保全（ストック）を推進します。

(3) 計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 簡易水道	簡易水道施設整備事業 ・配水管伏越部布設替 ・奥島橋橋梁添架 ・水道施設管理台帳の電子化 ・配水管布設替 ・浄水場施設及び設備更新	町	
	(2) 下水道施設 公共下水道	下水道事業 ・雨水管路整備による浸水対策 ・浄化センター施設及び設備更新	町	
	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設	西天北五町広域廃棄物処理事業 ・ごみ処理施設の拡幅・嵩上げ等	一部事務 組合	
	(4) 火葬場	共同斎場管理事業 ・共同斎場の維持管理	町	
	(5) 消防施設	大型水槽車等更新 ・動力ポンプ付水槽車更新 ・指揮広報車更新 ・水槽付消防ポンプ車更新  緊急通報設備更新事業 ・緊急通報受付設備及びデジタル設備の更新  モーターサイレン更新 ・モーターサイレン更新	一部事務 組合	
			一部事務 組合	
			一部事務 組合	
(6) 公営住宅	公営住宅建設事業 ・本町、港、幸和団地	町		
	公営住宅解体事業 ・港、幸和団地	町		
	公営住宅等ストック改善事業 ・幸和、港、本町、あかしや、はまなす団地	町		
	公営住宅等修繕事業 ・本町、幸和、北浜、さくら団地	町		
(7) 過疎地域持続 的発展特別事業 生活	住宅リフォーム助成事業 ・住宅リフォームに係る助成	町		
	民間集合住宅建設助成事業 ・民間集合住宅建設に係る費用助成	町		

	危険施設撤去	空き家対策事業 ・空き家対策に係る費用の助成	町	
	防災・防犯	防災対策事業 ・避難所運営用品及び防災備蓄品等の整備、防災備蓄倉庫の整備	町	
		自主防災組織運営交付金事業 ・自主防災組織への運営交付金の支給	町	

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

遠別町公営住宅等長寿命化計画及び遠別町特定環境保全公共下水道事業ストックマネジメント計画と整合性を図り、公共施設を適切に管理し、改修・更新を行いながら施設の統廃合を検討し、老朽化した施設の建替、新たな公共施設の建設を進めていきます。

## 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### (1) 現況と問題点

#### ① 子育て環境の確保

核家族化や共働き家庭の増加による家庭や地域における子育て支援機能の低下や生活様式の変化により、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化し、安心して子育てができる環境の確保、多様化する子育て支援への需要に応えるため、認定こども園「きらり」を中心に、地域の実情に応じた多様な保育ニーズへの対応が求められ、受け皿の拡充や働き方の改革、人材の育成・確保を図る必要があります。

学童保育では、放課後児童の安全・安心な居場所の確保や健全な育成を図るため、国の「放課後子ども総合プラン」に基づき、学校と連携して取り組んでいく必要があります。

子育てに関する悩みや問題を抱える家庭を支援するため、相談・援助体制の充実、子育てや育児不安について気軽に相談ができる支援体制づくりを推進する必要があります。

また、少子化対策も必要であり、結婚・子育てへの意識を高め、定住に向けた取り組みが必要であります。

#### ② 高齢者等の保健・福祉の向上及び増進

本町の高齢化率は40%を超え、今後も人口減少、高齢化率の上昇とともに、独居高齢者・高齢者世帯の増加が予想されます。

福祉施設ではアクティブシニア多世代拠点交流センター「なご〜み」が整備され、生涯活躍のまちを目指し、公営住宅では高齢者専用住宅や世代混在型住宅の整備にも努め、町立国保病院には療養病床が設置されています。

また、バス・タクシー料金や旭温泉入浴料の助成等、高齢者が自立した生活を営むことができるよう事業を展開しています。

今後も高齢者の生活形態に対応できる総合的な高齢者福祉対策を展開することが必要となっています。

また、各種福祉サービスを展開していますが、介護を必要とする高齢者や家族が安心して生活を営むことができるよう家庭介護への支援を展開していく必要があります。

特に施設への入所待機者が常にいる状況が続いており、総合的に解消していく必要がありますので、在宅福祉を基本とした介護サービス基盤の充実を図るとともに、

高齢者サービスの質的向上を目指す必要があります。

### ③ 障がい者福祉

地域住民の障がい者に対する理解や、日常生活や社会生活において共助しながら暮らしていける共存意義の定着が必要です。そのため、障がい者に関する理解と認識を深めるための意識啓発を図り、障がい者が抱える困難を自らの問題として認識し、社会参加に積極的に協力する心のバリアフリーを推進することが必要であります。

## (2) その対策

### ① 子育て環境の確保

- ア 働きながら子育てしている家庭だけではなく、病気や急用時での一時預かり保育や学童保育等、多様化する要望に応じた支援の充実を図ります。
- イ 子育てに関する悩みや問題を抱える家庭を支援するため、相談・援助体制の充実を図り、子育てや育児不安について気軽に相談ができ、適切な支援を受けることができるような体制づくりを推進します。
- ウ 結婚・妊娠・出産・子育てを応援する取組みを推進します。

### ② 高齢者等の保健・福祉の向上及び推進

- ア 地域福祉を支える人材の育成を推進します。
- イ 多世代拠点交流センターでの多世代交流・介護予防活動を行い、健康・福祉の増進を図り、生涯活躍のまちを推進します。
- ウ 介護予防対策や相談機能・情報提供機能の強化を進め、在宅福祉を推進します。

### ③ 障がい者福祉

- ア 障がいを持つ方や家族が安心して暮らせるよう支援を行います。
- イ 家庭・学校・社会での教育のあらゆる学習機会を通じた福祉教育の推進や広報活動の充実を図り、高齢者や障がい者についての理解と、隔たりのない共存意識の定着に努めます。



### (3) 計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の 確保、高齢者等の保 健及び福祉の向上 及び増進	(3) 高齢者福祉施 設 その他	多世代拠点交流センター維持管理事 業 ・多世代拠点交流センターの指定管 理	町	
	(8) 過疎地域持続 的発展特別事業 高齢者・障がい 者福祉	ひとり暮らし高齢者等緊急通報シス テム事業 ・緊急通報装置の設置、管理及び保守	町	
	その他	交通弱者バス・タクシー助成事業 ・高齢者及び障がい者への助成  少子化対策事業 ・結婚、出産祝金の交付 ・妊婦健診及び交通費の助成 ・子ども医療費の助成	町  町	

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

遠別町公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設を適切に管理し、改修・更新を行  
いながら老朽化した施設の建替、新たな公共施設の建設を進めていきます。

## 8 医療の確保

### (1) 現況と問題点

住民が要望する安心のできる医療体制の整備充実を図っていますが、医療有資格者を含む従事者が不足しています。今後、医師数の安定化はもちろん、充実した診療体制の整備を図るため、老朽化した町立病院を診療所として建替、経営の安定を図りつつ、効率的な運営に改善します。

また、地域住民の多様化するニーズに対応し、適切かつ患者の立場にたった医療を提供するため初期医療体制の充実を図っています。

現状の医療体制を維持し、病状に応じた適切な医療機関への救急搬送体制の整備が求められており、今後は病院改革プランを通じた取組みや地域医療構想の展開により、将来の方向性を見極める必要があります。

今後も病状に応じた適切な医療機関への、救急搬送体制の整備が求められています。

### (2) その対策

ア 医療有資格者の確保、老朽化に伴う施設及び医療器械の整備を図りながら、地域医療の推進に努めます。

イ 地域センター病院の留萌市立病院、道立羽幌病院、関係医療機関及び北留萌消防組合消防署遠別支署と連携体制を強化し、的確かつ迅速な対応に努めます。

さらに、救急・災害時の医療体制の機能充実を図ります。

ウ 病状に応じた適切な医療機関への救急搬送体制の整備を図ります。

エ 独立採算性の基本原則に立脚した収益性、効率性の追求と患者サービスに努めながら、病院事業の健全経営に努めます。

オ 医師、看護師等の受入体制を確保するため、住環境の改善を図るべく住宅の整備を推進します。

### (3) 計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設 病院	町立診療所整備事業 ・診療所施設の建設整備	町	
		医療機器整備事業 ・医療機器の整備	町	
	(4) その他	職員住宅整備事業 ・病院医師住宅 2棟2戸 ・病院職員住宅 1棟4戸	町	

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

遠別町公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設を適切に管理し、改修・更新を行  
いながら老朽化した施設の建替、新たな公共施設の建設を進めていきます。

## 9 教育の振興

### (1) 現況と問題点

#### ① 学校教育

豊かな心を育てる教育、基本的人権を尊重した教育、国際化・情報化に対応した教育等、学校生活のあらゆる場面で実践できる体制を整備し、個性を生かす教育の充実を図る必要があります。

また、多様化する地域課題を的確にとらえ、健全な心身や望ましい生活習慣を身につける環境づくりを、家庭・学校・地域が一体となり教育活動を展開し、地域の基礎的な教育力向上とICTを積極的に活用した教育活動を促進する必要があります。

老朽化が著しい遠別中学校をはじめ学校教育施設の計画的な修繕等を行い、社会情勢の変化や教育内容・方法の多様化を踏まえ、安全面・機能面の改善を図り、安心して楽しく学べる環境づくりが必要です。

#### ② 社会教育

高度化、多様化する学習ニーズに対応するため、本町の豊かな自然等に関する学習・体験活動、学習ニーズに応じた情報の提供等、新しい時代にふさわしい生涯学習の拠点として社会教育施設等の機能の充実やネットワーク化の一層の推進を図り、特性を活かした活気あるまちづくりを進める必要があります。

また、自然体験活動や生活体験活動へ積極的に取り組み、地域資源を活用して事業を展開し、生涯活躍できる充実した人生を送るため、主体性を持って活動する力を身につける必要があります。

さらに、変化の著しい時代に対応できるよう町民の多様化するニーズに応じた魅力ある学習プログラムを提供する必要があります。

#### ③ スポーツ振興

住民のニーズに応じたスポーツプログラムやスポーツに関する情報を提供することにより、住民が自ら進んでスポーツに親しむ環境づくりが必要です。

住民一人ひとりの生活形態に対応し、仲間づくりや気軽にスポーツを楽しむ場を拡充することが必要であります。

老朽化しているスポーツ施設は、計画的に整備していく必要があります。

地域住民の誰もが、それぞれの体力、年齢、技術や目的に応じて、生涯に亘りスポーツに親しむことができるユニバーサルデザインに配慮した環境を整備することで

「さわやかスポーツの町」宣言にふさわしいまちづくりを推進していく必要があります。

## (2) その対策

### ① 学校教育

ア 学校教育においても生涯を通じて学び、たくましく生き抜いていく基盤となる力を育てていくことが重要であり、自ら学ぶ意欲と社会情勢の変化に対応できる人材の育成を図ります。

イ 学校における情報通信ネットワーク等、ICT環境の設備更新や5Gへの対応を促進していきます。

ウ 老朽化した中学校施設の整備については、計画的な施設の更新を進め、その他学校教育施設の維持・改善を図ります。

### ② 社会教育

ア 各年代のニーズに対応した学習プログラムと情報提供の充実に努めます。

イ 「まちづくり」の基本は「人づくり」であり、各種学習活動を通じ、豊かな心を育み、町民が一丸となった生涯学習による「笑顔あふれるまちづくり」を目指します。

### ③ スポーツ振興

ア 生活の中に積極的に運動を取り入れ、「健康で明るいまちづくり」を目指し、「さわやかスポーツの町」宣言にふさわしい生涯スポーツの推進に努めます。

イ 住民が安全にスポーツを楽しむことが出来るよう効率的な管理運営に努めるとともに、計画的な施設の改修、修繕を進めていきます。

(3) 計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連 施設 校舎	遠別小学校改修事業 ・外壁補修、屋上防水ほか	町	
		遠別中学校建設事業 ・耐力度調査、実施設計、校舎及び屋 内運動場の建設	町	
	給食施設	学校給食センター設備改修事業 ・外調室外機改修ほか	町	
	(3) 集会施設、体 育施設等 体育施設	野球場改修事業 ・フェンス及び夜間照明施設等の改 修  すぱーく遠別改修事業 ・屋根改修	町  社会福祉 協議会	
	(4) 過疎地域持続 的発展特別事業 その他	学校教育情報化推進事業 ・タブレット端末の利活用及び校務 支援システムの導入	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

遠別町教育施設長寿命化計画と整合性を図り、公共施設を適切に管理し、改修・更新を行いながら老朽化した施設の建替、新たな公共施設の建設を進めていきます。

## 10 集落の整備

### (1) 現況と問題点

町内会組織においては、人口減少に伴う会員の減少や高齢化により地域コミュニティ機能に支障をきたしており、また、町内会役員のなり手が不足し、町内会活動に対する関心や意識の低さが問題となっています。

特に農村集落では、農業経営者の高齢化、後継者不足により離農等が進み、過疎化が著しく進行しています。

町民が生活しやすい環境づくりに努めるとともに、それぞれの集落の特色ある文化とコミュニティを大切に、活力ある地域づくりを推進していくことが必要です。

また、町全体の人口減少が加速し地域の活力が低下しないよう、民間組織等と連携し、笑顔あふれるまちづくりへの取組みが必要であります。

### (2) その対策

ア 町内会活動の活性化に資する事業支援を行っていきます。

イ 民間組織等と連携し地域の活性化対策に取り組めます。

### (3) 計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	地域活性化推進事業 ・NPO法人等と連携した地域活性化推進	町	
	(3) その他	協働のまちづくり事業 ・町民の自発的な活動への支援	町	

## 11 地域文化の振興等

### (1) 現況と問題点

多くの町民に舞台芸術や芸術文化に親しむ機会を提供するため、町民のニーズに応じた事業を企画し、芸術鑑賞機会の拡充を図るとともに、本町の郷土芸能として位置づけた文化を、地域をあげて保存・伝承する必要があります。

近年、町民の生活意識や価値観の多様化により、物質的・経済的な豊かさだけでなく、日常生活の中にゆとりや潤いといった「心の豊かさ」が強まり、個性あふれる文化活動に関心と期待が高まっています。

また、地域文化振興の中心施設である遠別町生涯学習センターは、施設や設備に経年劣化が見られ、計画的に修繕する必要があります。

### (2) その対策

ア 各種サークルの自主的な活動をより活性化するため、「発表」や「教える」環境づくりを支援し、「知の循環」によるまちづくりを目指します。

イ 文化活動は、地域を知り、郷土を愛し、心豊かでいきいきとした生活をおくるため重要な学習活動であることから、本町の特色を活かした文化に関する事業の展開に努めます。

ウ 遠別町生涯学習センターは、計画的な施設の改修、修繕を進めていきます。

### (3) 計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設	生涯学習センター改修 ・中央監視装置取替、屋上防水及び照明機器LED化ほか	町	
		生涯学習センター運営管理事業 ・生涯学習センターの運営管理	町	
	(3) その他	芸術鑑賞事業 ・演劇、音楽等の鑑賞機会の提供	文化団体	

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

遠別町教育施設長寿命化計画と整合性を図り、公共施設を適切に管理し、改修・更新を行いながら老朽化した施設の建替、新たな公共施設の建設を進めていきます。



## 12 再生可能エネルギーの利用の推進

### (1) 現況と問題点

本町は再生可能エネルギーとして、太陽光や風力によるエネルギー資源を有しており、「ゼロカーボン」を目指す北海道とともに、化石燃料をはじめとするエネルギーの利用をできる限り減少させ、エネルギーの需給の安定や事業性を確保し、省エネルギーの促進や新エネルギーの導入等、一体的に環境関連産業の振興を行い、経済の好循環に繋げていく必要があります。

### (2) その対策

ア 町民や事業者の省エネルギー意識の定着を推進します。

イ 省エネルギー設備の導入やエネルギー利用の効率化を促進します。

### (3) 計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(1) 再生可能エネルギー利用施設	公共施設等省エネルギー化事業 ・太陽光、風力等の再生可能エネルギー設備の導入	町	

## 13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

### (1) 現況と問題点

#### ①北海道遠別農業高等学校の存続

昭和28年に開校した遠別農業高等学校は、開校当時は町立でしたが、昭和48年に道立へ移管しました。

これまで多くの人材を育て、農業分野をはじめとする様々な分野に送り出し、社会で活躍されています。

現在、生産科学科1クラスで、毎年20人前後のクラス編成となっていますが、今後は、少子化により生徒数が減少することが予測され、存続が危ぶまれています。

町の基幹産業である農業に携わる人材の育成、生徒・教職員が居住・生活することによる地域社会の活力維持等、遠別農業高等学校は、本町のまちづくりに不可欠な存在であることから、高校存続への取組みが必要であります。

#### ②住民との協働

平成18年に自治基本条例を制定し、住民と行政の協働のまちづくりを目指すための役割を明確にしました。制定から20年が経過し、少子高齢化による人口減少対策という大きな課題に直面しているほか、公共サービスの多様化に伴い、地域で活動する様々な団体、事業者等と行政がそれぞれの役割と責任のもと「協働と連携」によるまちづくりで、地域の課題解決に取り組むことが求められています。

### (2) その対策

#### ①北海道遠別農業高等学校の存続

ア 道立遠別農業高等学校の存続を推進します。

イ 魅力ある高校であり続けるため、特色ある学校運営の支援を促進し、農業高校の情報発信等に取り組んでいきます。

#### ②住民との協働

ア 行政サービスポイント制度導入により、町内経済の活性化を進めます。

(3) 計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の 持続的発展に関し 必要な事項	(1) 過疎地域持続 的発展特別事業	遠別農業高等学校教育振興会補助金 ・在校生徒への就学援助等  行政サービスポイント事業 ・地域経済の活力向上のためのポイ ント制度	遠別農業 高等学校 教育振興 会  町	

事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	①プレミアム商品券発行事業 (事業内容) 地域経済の停滞改善及び購買力の流出防止のためプレミアム商品券を発行する。 (事業の必要性) 地域経済の維持・向上を図る必要がある。 (見込まれる事業効果) 地域内の経済循環が図られ景気浮揚に繋がる。	商工会	人口減少や近隣への大型店舗の出店により、地域経済が低迷し、商業の衰退に伴う店舗の減少が進んでいることを踏まえ、地域商業の活性化及び買い物弱者の発生を防ぐため、経済活動を継続的に支援し、商業再生と地域活性化を図ることを目的に事業を実施することから、効果が将来に及ぶ。
3 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 情報化	④民放ラジオ中継局管理事業 (事業内容) 民放ラジオ中継局維持に係る管理経費 (事業の必要性) 災害時等の情報伝達手段の一つとして、安定した維持管理を行う必要がある。 (見込まれる事業効果) 災害時等において、適切な情報伝達を図られる。	町	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	①地方路線バス維持対策事業 (事業内容) 生活路線バス事業者に対し、経常損益の一部を補助する。 (事業の必要性) 通院・通学等交通弱者の足である地域公共交通の確保が必要である。 (見込まれる事業効果) 地域公共交通を確保することにより、交流人口を増加させ、住民の定住に繋げることが見込まれる。  ⑤デマンドバス運行事業 (事業内容) 地域内交通を確保するためのデマンドバス運営及び運行に要する経費 (事業の必要性) 地域内における通院・通学等交通弱者の足を確保する必要がある。 (見込まれる事業効果) 地域内における交通を確保することで、農村部地域の維持に繋げることができる。	民間  町	

5 生活環境 の整備	(7) 過疎地 域持続的発展 特別事業 生活	①住宅リフォーム助成事業 (事業内容) 住宅リフォームに係る助成金を支給する。 (事業の必要性) 住宅環境の整備と合わせ、定住促進を図る必要がある。 (見込まれる事業効果) 住民の生活環境の向上が図られる。	町	
		②民間集合住宅建設助成事業 (事業内容) 民間集合住宅建設に係る助成金を支給する。 (事業の必要性) 公共住宅の不足が見込まれるため、町内の住環境の整備を図る必要がある。 (見込まれる事業効果) 住民の生活環境の向上が図られる。	町	
	危険施設撤 去	①空き家対策事業 (事業内容) 空き家対策に係る費用への助成を実施。 (事業の必要性) 防災・防犯の観点から、老朽化した危険家屋を撤去する必要がある。 (見込まれる事業効果) 危険家屋を撤去してもらうことにより、安全・安心なまちづくりが図られる。	町	
		防災・防犯	①防災対策事業 (事業内容) 大規模災害時の災害避難における住民生活の確保と防災対策の強化を図るため、避難所における照明・暖房及び食糧を備蓄する。 (事業の必要性) 自然災害へ対応するため、防災力を強化し、住民が安心して生活できる環境が必要である。 (見込まれる事業効果) 災害避難における住民の生活と防災対策の強化が図られる。	町
			②自主防災組織運営交付金事業 (事業内容) 自主防災組織の活動及び避難行動要支援者の把握を目的に共助を深める取組みを推進するため交付金を交付する。 (事業の必要性) 地域防災力の向上を図る必要がある。 (見込まれる事業効果) 平常時から防災意識の高揚が図られる。	町

<p>6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進</p>	<p>(8) 過疎地域持続的発展特別事業          高齢者・障がい者福祉</p> <p>その他</p>	<p>①ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業          (事業内容)          概ね70歳以上のひとり暮らしの方や障がい者等を対象に緊急通報装置の設置及び管理保守を行う。          (事業の必要性)          高齢者が自立した在宅生活を確保できるよう支援が必要である。          (見込まれる事業効果)          高齢者等が安心して生活が送れることができ、高齢者福祉の増進が図られる。住民の生活環境の向上が図られる。</p> <p>②交通弱者バス・タクシー助成事業          (事業内容)          高齢者、障がい者が利用するバス・タクシー運賃を助成する。          (事業の必要性)          高齢者、障がい者は移動に係る費用負担が大きく、外出が控えがちになることから、移動費用の負担軽減が求められている。          (見込まれる事業効果)          高齢者、障がい者の生活圏の拡大と福祉の増進が図られる。</p> <p>①少子化対策事業          (事業内容)          結婚出産祝金、妊婦検診交通費助成事業、子ども医療費助成事業          (事業の必要性)          子育て支援のための総合的な切れ目のない対策が必要である。          (見込まれる事業効果)          将来にわたり町に住みやすい環境が整備される。</p>	<p>町</p> <p>町</p> <p>町</p>	
<p>8 教育の振興</p>	<p>(4) 過疎地域持続的発展特別事業          その他</p>	<p>①学校教育情報化推進事業          (事業内容)          タブレット端末の利活用及び校務支援システムを導入する。          (事業の必要性)          新型コロナウイルス感染症対策の一環及び今後の対策としてタブレットを活用したオンライン授業の実施が必要である。          (見込まれる事業効果)          タブレット端末を活用することで、社会情勢の変化に素早く対応していくことができる。</p>	<p>町</p>	

<p>9 集落の整備</p>	<p>(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備</p>	<p>①地域活性化推進事業 (事業内容) 民間組織等と連携し、地域課題の解決を図る取組みを支援する。 (事業の必要性) 人口減少対策の取組みとして住民と協働して取り組む必要がある。 (見込まれる事業効果) 地域活力の維持・向上が見込まれる。</p>	<p>町</p>	
<p>12 その他の地域の持続的発展に関し必要な事項</p>	<p>(1) 過疎地域持続的発展特別事業</p>	<p>①遠別農業高等学校教育振興会補助金 (事業内容) 遠別農業高等学校生徒への各種就学援助を行う。 (事業の必要性) 地域の持続的発展の基本方針に基づき、地域社会活力維持のため、遠別農業高等学校存続の取組みを行う必要がある。 (見込まれる事業効果) 遠別農業高等学校で生徒への各種就学補助により学習環境の整備が図られる。</p> <p>②行政サービスポイント事業 (事業内容) 行政サービスの利用促進を図るため、ポイント制度を導入し住民還元を行う。 (事業の必要性) 行政サービスやボランティア活動等への住民参加を促す必要がある。 (見込まれる事業効果) まちづくりへの住民参加が見込まれる。</p>	<p>遠別農業高等学校教育振興会  町</p>	